

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における 対象プロジェクト種類の追加に係る意見募集の結果

1. 意見募集の概要

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における対象プロジェクト種類に追加する対象として、「古紙廃プラ固形燃料（RPF）の製造・利用」、「熱分解による廃プラ油化燃料・ガス化燃料の燃料利用」及び「廃棄物処理施設における熱回収・発電による廃棄物のエネルギー利用」のポジティブリスト（案）及び方法論（案）について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成 22 年 9 月 2 日（木）～平成 22 年 9 月 15 日（水）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び環境省ホームページ
- 意見提出方法：電子メール、郵送、F A X のいずれか

2. 提出された意見数

意見提出者数：3 名・団体
のべ意見数：5 件

3. 提出された意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

(別紙)

**オフセット・クレジット(J-VER)制度における対象プロジェクト種類の追加に対する意見募集結果と
その対応方針について(整理表)**

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
古紙廃プラ固形燃料(RPF)の製造・利用			
頁	-	-	-
資料1 P4 (方法論)	3. 排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動	<p>【意見】 廃プラ等の収集運搬については、プロジェクト排出量にあってベースライン排出量にはない。収集運搬は、ベースラインと大きく異なる部分の排出量にすべきではないか(共通部分があれば除く等)。</p> <p>例:各家庭から分別収集する集積場所までの運搬は除き、集積場所からRPF製造工場までの運搬のみ算出とする。 なお、集積場所から焼却炉までの距離が大きい場合は、その運搬による排出量は考慮すべき。</p>	<p>【回答】 プロジェクトにおける廃プラ等の収集・運搬に伴うCO2排出量は、「ベースラインにおいても同様の運搬があったことを立証できる場合には、算定しなくてよい」としているため、現行案どおりとさせていただきます。</p>
資料1 P4 (方法論)	3. 排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動	<p>【意見】 収集運搬と言う用語は、多数の場所から集める運搬、たとえば市町村が行う分別収集の際の運搬と言うイメージであり、ここでは違和感がある。 廃プラ等の原料運搬(または輸送)とした方がよい。</p>	<p>【回答】 原料となる廃プラ等は、多数の場所から収集し、運搬するケースもあると考えられることから、現行案どおりに収集・運搬という表現とさせていただきます。</p>
資料1 (方法論及び ポジティブ リスト)	古紙廃プラ固形燃料の原料について	<p>【意見】 固形燃料の原料を現状、埋立処理を行っている場合のCO2排出量算定方法の追加を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 固形燃料の原料を現状、埋立処理をしている物の中から分別をし、固形燃料の製造を考える自治体もある。従って、埋立処理しているものを固形燃料にした際のCO2排出量算定方法を検討すべき。</p>	<p>【回答】 焼却を行わずに埋立処分している廃プラを固形燃料化した場合、実質的なCO2排出削減とならない可能性が高いため、本方法論では対象外とさせていただきます。</p>
資料1 (方法論及び ポジティブ リスト)	古紙廃プラ固形燃料の種類について	<p>【意見】 固形燃料の種類についてRPFだけでなくRDFの製造・利用についての追加を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 紙オムツを固形燃料化した場合の発熱量は約5,000kcal/kg程と予測しています。この発熱量ではRPFの品質基準を満たさずRDFになります。日本の現状としまして廃棄物の固形燃料化としてRDFを製造している自治体は多くあると思います。</p>	<p>【回答】 RDFとRPFは、原料組成、安全性を含めた実績、燃料品質等が異なっているため、必要に応じて調査を実施し、追加することも検討させていただきます。</p> <p>なお、原料比率に関する適格性基準をクリアできる場合、発熱量を含む品質基準については、製造者と利用者の合意がある場合には、JIS規格によらなくても良いこととしております。</p>

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
熱分解による廃プラ油化燃料・ガス化燃料の燃料利用			
頁	-	-	-
資料2	熱分解燃料の利用用途について	<p>【意見】 熱分解油の最終的な利用用途は「燃料利用」となっていますが、フィードストックリサイクルとして、石油精製所にて「石油化学原料利用」することで「燃料利用」よりもCO2排出量削減に寄与するという、実績に基づく試算結果があることから、是非とも利用用途に「石油化学原料利用」も加えてもらいたい。</p>	<p>【回答】 熱分解油が石油化学原料として扱われる場合、当該原料を使用した製品の製造過程、温室効果ガスの排出状況等の特定が困難であることから、今回は対象外としています。今後必要に応じて追加することも検討したいと考えています。</p>

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
廃棄物処理施設における熱回収・発電による廃棄物のエネルギー利用			
頁	-	-	-

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における 対象プロジェクト種類の追加に係る意見募集の結果

1. 意見募集の概要

オフセット・クレジット（J-V E R）制度における対象プロジェクト種類に追加する対象として、「空調設備の圧縮機の新設」及び「照明設備の新設」のポジティブリスト（案）及び方法論（案）について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間：平成 22 年 9 月 13 日（月）～平成 22 年 9 月 24 日（金）

○告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び環境省ホームページ

○意見提出方法：電子メール、郵送、F A X のいずれか

2. 提出された意見数

意見提出者数：0 名・団体

のべ意見数：0 件

方法論パネル資料

廃棄物のエネルギー利用に関する事業者コメントからの修正点について**1. 「熱分解による廃プラ油化燃料・ガス化燃料の燃料利用」方法論****(1) 「適格性条件 1 廃プラ油化燃料・ガス化燃料の原料」について****【寄せられた意見】**

未利用である木くず、繊維くず、廃バイオプラ等の原料が混入する場合にも本方法論は適用できるとありますが、弊社施設では木質専用となりますが、その場合も適用可能でしょうか。(オオノ開発)

廃プラ原料については当社の売れ残り商品だと考えており、包装で使用される廃プラだけではなく、商品も含まれる。これを「廃プラ」と読んでいいかどうかについては検討が必要。但し、50%以上は廃プラとなる予定。(ロート製薬)

【現行案の背景】

- ・これまでの方法論における領域設定で、「バイオマス」を独立した方法論とするケースが多かったため、現行案では「廃プラが主原料」と限定していた。

【対応案】

- ・バイオマスを熱分解して油化燃料・ガス化燃料とするプロジェクトについては、技術的に他の方法論との重複はないため、今回の方法論案に含めることとしたい。

2. 「廃棄物処理施設における熱回収による廃棄物のエネルギー利用」方法論 (1) 「適格性条件 3 廃棄物エネルギーが、外部供給されること」

【寄せられた意見】

条件 3 に廃棄物エネルギーが外部供給されることとありますが、弊社では発電した電力は自家使用する計画です。温室効果ガスインベントリでの定義で仕方ないようですが、同定義が廃棄物発電の普及を抑制していると考えます。電力供給の安定性で考えた場合、廃棄物発電は非常に不安定です。一方需要家のほとんどは安定的な供給でない電力は使えないのが実情です。発電のための廃棄物燃焼であれば、一定熱量の廃棄物（RDF等）を安定的に燃焼する等で条件に合わすことが出来ますが、廃棄物焼却施設の本来の趣旨から外れてしまいます。廃棄物焼却の余剰エネルギーの活用や、ベースライン電力削減の観点からみると自家利用も対象にならないでしょうか。（オオノ開発）

【現行案の背景】

- ・ ①我が国の温室効果ガスインベントリにおいて「施設外に電気又は熱を供給する場合に、エネルギー回収を行う廃棄物処理施設」として定義されていること、および、②エネルギーとしての利用量が明確にモニタリングできることから、現行案としていた。

【対応案】

- ・ 熱回収されたエネルギーを自家消費する場合においても、①実質的な温室効果ガス排出削減であると考えられること、②利用されたエネルギーが従来から使用されていたエネルギーを代替し、確実に消費されたことを立証できる場合には、対象としても良いと考えられることから、条件を付して今回の方法論案に含めることとしたい。
- ・ なお、算定報告公表制度においては、廃棄物処理施設における熱回収に関し、電気又は熱を自家消費した場合、施設外へ供給した場合のいずれについても、廃棄物処理施設における排出量としてカウントし、需要側の排出量としてはカウントされないこととなっている。よって、廃棄物処理施設における自家消費についてもクレジットの発行を認めたとしても、算定報告公表制度との整合性は保たれている。

以上